

公共工事品質確保に関する議員連盟

制度検討部会（平成二〇年度第二回）

平成二〇年六月四日（水） 十四時から  
参議院議員会館 第一会議室

議 事 次 第

一 開 会

一 建設資材の高騰について

一 その他

一 閉 会

# 建設資材の高騰について

平成20年6月4日

国土交通省

## スライド条項について(契約約款第25条)

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

| 項目      | 全体スライド<br>(第1～4項)                      | 単品スライド<br>(第5項)                                |
|---------|----------------------------------------|------------------------------------------------|
| 対象工事    | 工期が12ヶ月を超える工事<br>(比較的大規模な工事)           | すべての工事                                         |
| 条項の趣旨   | 長期間の工事における<br>通常予見不可能な価格の変動に<br>対応する措置 | 全体スライドの対象とならない工事<br>(例: 単年度工事)に対する<br>補完的措置 ※1 |
| 請負額変動要素 | 価格水準全般の変動<br>(資材、労務単価等)                | 特定の資材価格の急激な変動                                  |
| 受注者の負担  | 残工事費の1.5%                              | 検討中                                            |
| これまでの事例 | ほぼ経年的にあり<br>(直轄土木工事H18実績7件)            | S55に1回<br>それ以降発動実績なし                           |

※1: 全体スライドとの併用も可能

# 「公共工事標準請負契約約款」第25条(スライド条項)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条

甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

全体スライド

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。[注]○の部分には、原則として、「14」と記入する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品スライド

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレ  
スライド

- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各号の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

[注]○の部分には、原則として、「14」と記入する。

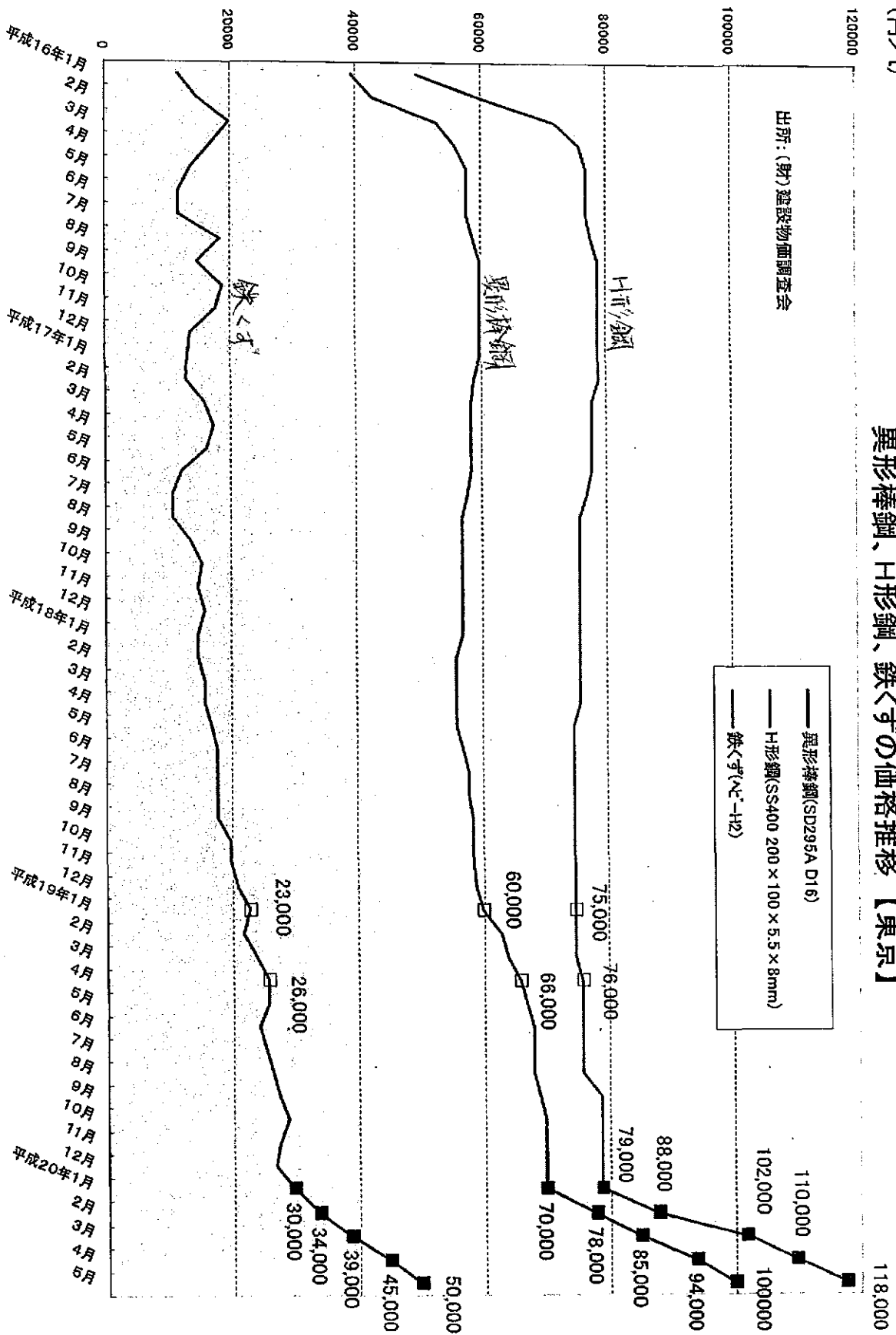
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

[注]○の部分には、原則として、「14」と記入する。

# 鉄鋼資材の価格推移

(H/t)

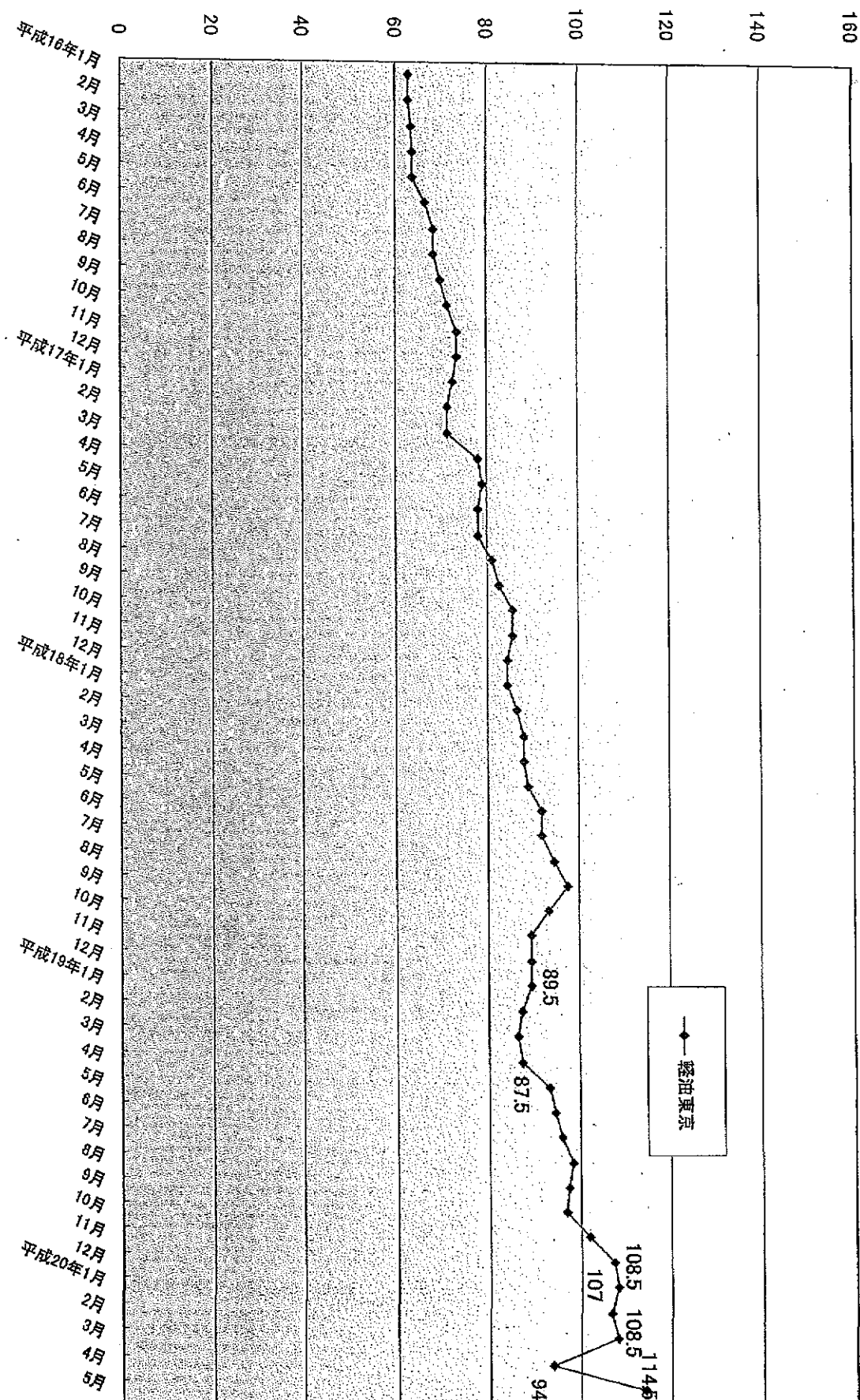
【東京】異形棒鋼、H形鋼、鉄くすの価格推移



# 燃料油(軽油)価格の推移

円/L

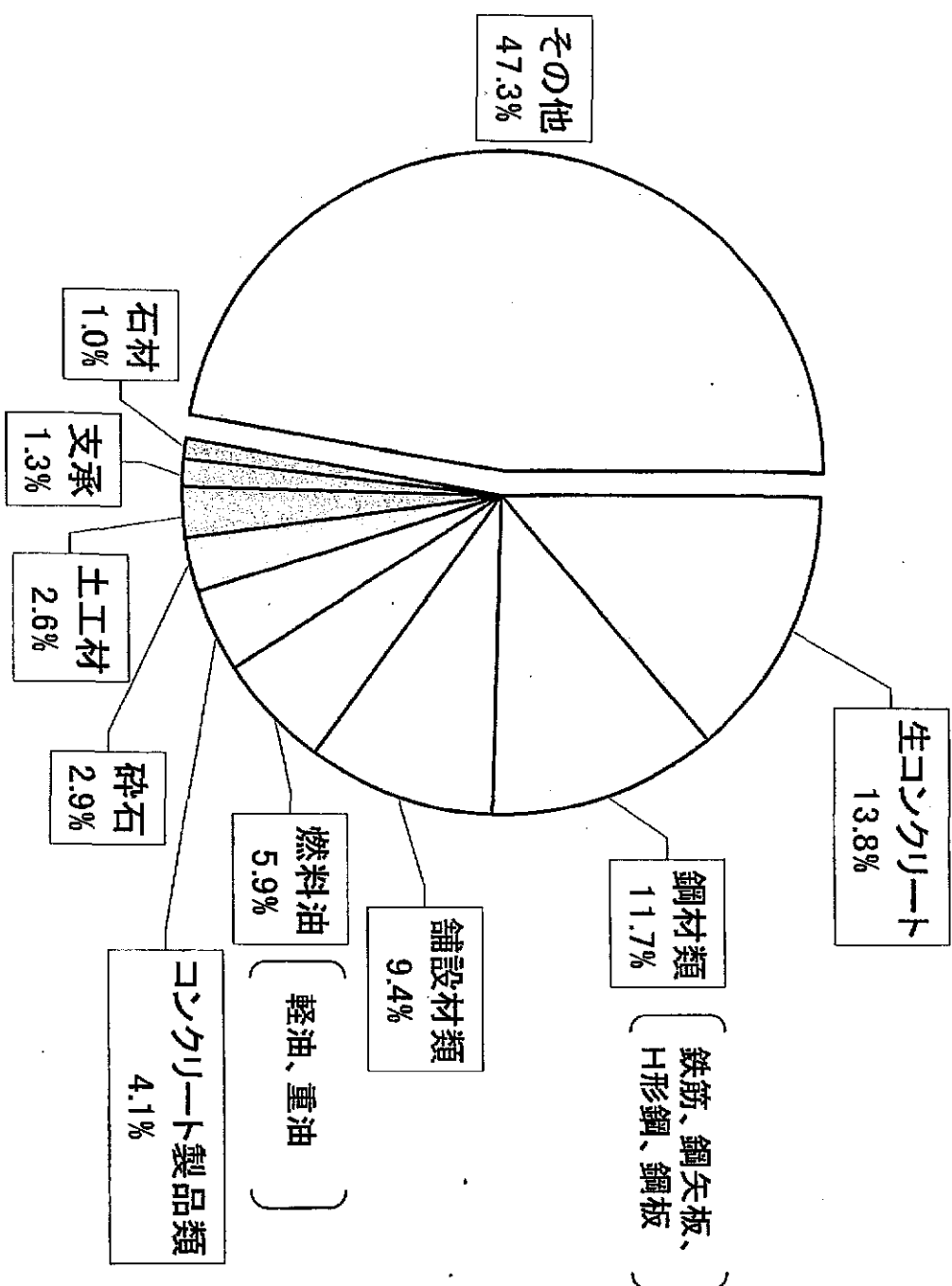
軽油(ローリー)価格【東京】の推移



※WTI(West Texas Intermediate):ニューヨークで取引されている原油指標。価格は月平均値

出所:(財)経済調査会

# 公共工事における資材の使用内訳(金額ベース)



平成17年度の国土交通省直轄工事(空港港湾除き)の実績をもとに作成

公共工事品質確保に関する議員連盟

公共工事品質確保に関する

制度検討部会委員

平成二十年六月四日現在

部会長

衆議院議員

金子 一義

委員

衆議院議員

江渡 聡徳

遠藤 利明

金子 恭之

後藤田 正純

佐藤 勉

高木 毅

西野 あきら

福井 照

渡辺 具能

佐藤 信秋

脇 雅史

参議院議員